2026年11月12日

各　　位

会　社　名　　日産証券グループ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　二　家　英　彰
（コード番号　8705　東証スタンダード）
問合せ先　　常務取締役
役職・氏名　　マネジメント本部長　近　藤　竜　夫
電　　話　　０３－６７５９－８７０５

財務上の特約が付された第１回無担保社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 11 月 12 日に開催された取締役会において、以下のとおり財務上の特約が付された第１回無担保社債の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．第１回無担保社債の概要

１．銘柄	日産証券グループ株式会社第１回無担保社債 （以下、上記の銘柄を「本社債」という。）
２．社債の総額(円)	金 500,000,000 円
３．各社債の金額(円)	金 1,000,000 円
４．利率	年 2.50％
５．払込金額(円)	各社債の金額 100 円につき金 100 円
６．償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
７．償還期限（年限）	2027 年 12 月 15 日（1 年債）
８．償還の方法	１.償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 ２.償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2027 年 12 月 15 日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却については、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 ３.償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 取扱会社の本支店。
９．利払日	2027 年 12 月 15 日
10.募集の方法	一般募集

11. 申込期間	2026 年 11 月 30 日から 2026 年 12 月 15 日まで。
12. 払込期日（発行日）	2026 年 12 月 16 日
13. 担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
14. 財務上の特約 (その他の条項)	当社は、期末又は第２四半期末の当社の純資産額を、前年同期末の純資産額の 50%以上に維持しなければならない。
15. 引受会社	該当なし
16. 取扱会社	日産証券株式会社
17. 申込取扱場所	取扱会社の本店及び各支店
18. 財務代理人	日産証券株式会社
19. 社債原簿管理人	日産証券株式会社
20. 社債管理者	ファースト信託株式会社
21. 資金使途	当社の連結子会社である日産証券株式会社（以下、「日産証券」という。）の劣後債務への投融資資金 （注）日産証券は、劣後債務により取得した資金を財務の健全性を最優先し、手元流動性資金として確保しておくことといたします。 なお、日産証券は清算参加者として株式会社日本証券クリアリング機構へ清算基金所要額を預託しております。清算基金所要額は各清算参加者のポジションの状況によって増加する場合もあるため、日産証券は手元流動性資金として確保した資金を清算基金所要額の追加預託を求められた際に使用することも想定しております。

２. 社債に付される財務上の特約の内容

当社は、期末又は第２四半期末の当社の純資産額を、前年同期末の純資産額の 50%以上に維持しなければならない。また、以下の事由が発生した場合、当社は本社債権者の請求により、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 上記、社債の概要 14. に記載の「財務上の特約(その他の条項)」欄の規定に違背したとき

(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(新設合併又は吸収合併の場合で、本社債に関する義務が新会社又は存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。

(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

(6) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む)の申立てを受け、若しくは滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、又は当社が監督官庁より営業停止あるいは営業免許、営業登録その他事業に不可欠な許認可の取消の処分を受け、かつ本社債権者が権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

３.本社債発行の理由と今後の方針

当社の連結子会社である日産証券は、有価証券やデリバティブ取引等の売買を頻繁かつ大量に受託するなどの業務の性格上、事業運営において発生する各種リスクをカバーする「固定化されていない自己資本の額」を常に維持している必要があり、金融商品取引法において、自己資本規制比率を一定水準以上に保つことが義務付けられております。2026 年９月末日現在、日産証券の自己資本規制比率は 234.5％となっており、法定の維持基準（120％）を大きく上回っている状況です。しかしながら、日産証券では、一般社会やお客様からの信頼度の向上、国際情勢や経済状況による急激な相場変動への対応などの観点から、少なくとも現状水準以上の維持を確保するとともに、同業他社の状況や過去実績等、並びに日産証券が金融商品取引所及び商品取引所の取引参加者であることを鑑み、さらに高い水準を維持することが望ましいものと考えております。

自己資本規制比率向上のためには、各種リスク管理を徹底することに加え、自己資本の積み増しが必要であると認識しており、その方法としましては、日産証券への増資又は劣後資本の投入が考えられるところ、資金投入時の事務手続や将来的な投下資金の回収可能性を鑑み、調達資金の全額を日産証券への劣後貸付又は日産証券が発行する劣後社債に充当することとします。なお、劣後債権への資金投入を行うことにより、日産証券の自己資本規制比率は現水準から 10.9％ポイント向上し、245.4％となることを見込んでおります。

また、日産証券は劣後債務により取得した資金を財務の健全性を最優先し、手元流動性資金として確保しておくことといたしますが、清算基金所要額の追加預託を求められた際に使用することも想定しております。

当社グループでは、今後の成長戦略として、経営基盤のより一層の拡大を目指しているところであり、人的資本投資やＡＩ利用を含むシステム投資による生産性や顧客サービスの向上、自己資本規制比率向上や情報・システムセキュリティ対応による信用力の向上、取引規模の拡大に伴う清算基金等の増加対応が必要であると考えております。そのため、財務基盤のさらなる拡充を重要な経営課題の一つとして認識し、資金調達手段の多様化を推進しております。現在、従来からの金融機関からの借入に加え、貸付型ファンドの販売や保有資産の有効活用により資金調達を行っているところ、今後ますます拡大が見込まれる当社グループ内の資金需要に迅速かつ柔軟に対応していくため、資金調達手段の多様化の一環として、本社債発行による資金調達を行うこととした次第です。そのため今回にとどまらず、今後も継続的に社債発行による資金調達を行う所存であり、本社債を含めた社債発行残高を 2,000 百万円から 3,000 百万円程度まで拡大できるよう企図しております。

４.今後の見通し

本件による当社連結業績への影響は軽微であると見込んでおりますが、今後公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

なお、このお知らせは、上記社債の発行について一般に公表するためのものであり、投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

以　上